

一般財団法人岐阜県バスケットボール協会
事務局の運営に関する規程

第1条〔趣旨〕

本規程は、一般財団法人岐阜県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）における事務処理を円滑に行うため、定款第41条に基づき、事務局の運営に関する事項について定めることを目的とする。

第2条〔事務局の業務〕

事務局の主たる業務は、次のとおりとする。

- (1) 関係諸団体・加盟団体との連絡調整に関すること
- (2) 文書の受発信、保管、管理に関すること
- (3) 本協会の備品、資産及び会計に関する書類、議事録や名簿等の管理に関すること
- (4) 事務所の管理、運営に関すること
- (5) 総務、財務、広報の補助的業務に関すること
- (6) 会長又は専務理事から命ぜられた業務に関すること

第3条〔職員の配置及び勤務〕

- (1) 会長は、理事会の承認を得て、事務局に職員を配置することができる。
- (2) 職員は、常勤職員、非常勤職員とし、有給とする。
- (3) 常勤職員の勤務日は、週5日（月～金）を原則とする。
- (4) 常勤職員の勤務時間は、日6時間40分（9時00分～12時30分、13時30分～17時00分、午前及び午後にそれぞれ10分間の休憩を入れる）を原則とする。
- (5) 常勤職員の年次有給休暇は、労働基準法による。
- (6) 非常勤職員の勤務日は、選考・採用時に決めるものとし、別途労働契約書を締結する。
- (7) 非常勤職員の勤務は、選考・採用時に個別に決めるものとする。
- (8) 常勤職員及び非常勤職員の勤務形態は、個別に決めるものとする。
- (9) 休日は次に定めるところによる。
 - ①日曜日及び土曜日
 - ②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）（以下「祝日法」という。）に規定する日
 - ③12月29日から翌年1月3日までの日
 - ④その他、事務局休業日

第4条〔賃金等の額〕

- (1) 職員の着任時賃金等に関する詳細は、【別表1】職員対象賃金表（以下「賃金表」という。）による。
- (2) 各々の職員の着任時賃金は、賃金表のうちから会長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- (3) 各々の職員の賃金は、能力及び経験に応じてあるいは時宜に応じ、会長が理事会の承認を得て変更できるものとする。

第5条〔費用〕

- (1) 本協会は、職員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものは前もって支払うものとする。

(2) 職員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給する。通勤のため自動車を使用する職員の通勤手当はそれぞれ【別表2】に定めるとおりとする。(使用距離が2km未満の職員は除く。)

第6条〔賃金の支給日〕

賃金及び費用の支給日は、翌月10日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日及び祝日法による休日にあたる時は、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日及び祝日法による休日出ない日とする。

第7条〔本規程の改廃〕

この事務局の運営に関する規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第8条〔施行〕

本規程は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 令和4年6月9日 一部改定
- 3 令和6年10月1日 一部改定

【別表1】職員対象賃金表（着任時賃金）（単位：円）

号	1	2	3	4	5	6	7
賃金月額	150,000	175,000	200,000	225,000	250,000	275,000	300,000
号	1	2	3	4	5	6	7
賃金日額	6,060	6,660	7,260	7,860	8,460	9,060	9,660
号	1	2	3	4	5	6	7
賃金時額	1,010	1,110	1,210	1,310	1,410	1,510	1,610

【別表2】職員対象自動車使用通勤手当（単位：距離は片道km、日額は円）

〈 〉内は1月あたりの上限

使用距離	5km 未満	5km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満
日 額	95 〈2,000〉	200 〈4,200〉	340 〈7,100〉	475 〈10,000〉
使用距離	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満	30km 以上 35km 未満	35km 以上 40km 未満
日 額	615 〈12,900〉	750 〈15,800〉	890 〈18,700〉	1,030 〈21,600〉
使用距離	40km 以上 45km 未満	45km 以上 50km 未満		
日 額	1,160 〈24,400〉	1,250 〈26,200〉		